

## 令和6年度「自動車点検整備推進運動」実施要領

令和6年7月  
中部運輸局

### 第1 目的

我が国の自動車保有台数は令和5年12月末現在で8千万台を超えており、国民の生活や経済の発展における役割は、ますます重要なものとなっている。

現行法上、自動車の使用者には自動車の適切な点検・整備の実施が義務付けられているが、しかしそれが使用者に十分理解されているとは言えず、例えば定期点検整備の実施状況は乗用車で6割程度に留まっている。また、大型車では、重大事故につながりうる車輪脱落事故が多発・増加するといった深刻な状況が続いており、大型バスにおいても、少数ではあるものの依然として車両火災事故が発生している状況である。

このような状況を鑑みれば、自動車の安全確保のための予防的な点検・整備が確実に実施されるよう、啓発を行っていくことが重要である。したがって、「不正改造車を排除する運動」など他の運動等との連携を図った相乗効果をねらいつつ、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て「自動車点検整備推進運動」を実施し、使用者に点検・整備の必要性や重要性を十分理解してもらうための取組を展開することとする。

### 第2 実施機関

中部運輸局及び各運輸支局並びに各自動車検査登録事務所（以下運輸局等という）、関係団体（別紙2）が中心となって、警察庁中部管区警察局、関東管区警察局、環境省中部地方環境事務所、独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部、軽自動車検査協会愛知主管事務所、独立行政法人自動車事故対策機構名古屋主管支所及び中日本高速道路株式会社の協力のもとに本運動を実施する。

### 第3 実施期間

本運動は1年を通して実施するものとするが、中部運輸局では特に令和6年9月1日から10月31日までの2ヶ月間を強化月間とし、各取り組みを強力に推進する。

### 第4 重点項目

強化月間の重点項目

- (1) 点検・整備の必要性や重要性の啓発（特に10代から30代の若者世代の使用者に重点を置く）
- (2) 大型車の車輪脱落事故防止対策や車両火災事故防止対策の観点を中心に、大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) 令和3年10月に新規追加された点検項目「車載式故障診断装置の診断の結果」の確実な実施についての周知・啓発

## 第5 実施事項

本運動の実施にあたっては、使用者が点検・整備の必要性・重要性を認識し、自動車の保守管理意識の高揚が図られるよう、以下の実施事項に従い効果的な運動を展開する。

### 1. 自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動

- (1) イベント等の開催
- (2) 総合的な広報・啓発活動の実施
- (3) 講習や無料点検等の実施
- (4) 整備不良等に起因する事故等防止の啓発
- (5) 出前講座等の実施

### 2. 使用者に対する調査・指導等

- (1) 街頭検査等での啓発・指導
- (2) ハガキ等による点検整備実施状況の調査・指導等

### 3. 地域の実情に応じた広報・啓発活動の企画

運輸局等は、地域の実情に応じた地方独自の実施事項を企画するよう努めるものとする。

## 第6 実施運営

運輸支局は、関係団体と協議して、本運動を積極的に推進するとともに、関係団体並びに関係者に対して本運動の実施事項等について通知する。

## 第7 効果測定

運輸局等は、次回の自動車点検整備推進運動の企画・立案に活用するため、関係団体の協力を得ながら、イベント参加者に対してアンケートを実施する。併せて、関係団体と連携して幅広く点検・整備に対する意識調査を実施するため、アンケートを実施する。

## 第8 報告

運輸支局は、実施結果を取りまとめ強化月間の翌月の月末までに、中部運輸局自動車技術安全部整備課に報告する。